

2022年4月1日

資格失効者の再認定について

～資格失効者が再認定を希望する場合～

資格失効者とは

更新該当年に認定資格が更新されなかった者（認定更新を申請しなかった者）は、認定資格を失効する（更新審査該当年の4月30日まで有効）。

1. 再認定申請が可能な期間・条件

- ・ 資格喪失した年から原則3年以内
- ・ 認定取得後、継続して重症心身障害看護に従事していること
(通算3年以上または看護実践時間が2,000時間以上に達していること)
- ・ 訪問看護ステーション、病院勤務等の場合、年間3例以上（5年で15例以上）重症心身障害看護を実践していること。

※原則3年以内について

資格失効者の意思とは別に職場異動などにより重症心身障害看護が実施できなかった場合などは専門研修部会で審議し決定する。

2. 再認定申請時期

- ・毎年7月末〆切

3. 提出先

- ・日本重症心身障害福祉協会専門研修部会各ブロック担当者
⇒専門研修部会副委員長に提出

4. 再認定必要書類（協会ホームページよりダウンロード）

- ・再認定更新申請希望書 1通
- ・推薦書 1通

5. 審査及び審査時期

- ・毎年10月（又は11月）の専門研修部会で審査

6. 審査結果について

- ・再認定審査結果は11月末までに専門研修部会副委員長より書面にて通知する。

再認定決定までの流れ

